平成２５年（フ）第１２７６２号
千葉県船橋市習志野１丁目７－６　ドミール増田Ｂ－１号
債務者　多田　鮎美
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７７３号
東京都葛飾区西新小岩１丁目１－２－1226
債務者　安藤　直美（旧姓三船）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７７８号
東京都台東区橋場１丁目22－13－101
債務者　山崎　　明
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７８４号
埼玉県久喜市桜田１丁目５－１－109
債務者　新留　康子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７８５号
東京都練馬区豊玉北３丁目22－９－109
債務者　大須賀　純
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７８８号
東京都調布市多摩川３丁目10－13－103
債務者　勝呂　寿彦
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７９２号
東京都三鷹市中原４丁目33－21－102
債務者　吉見　陽子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７９７号
東京都狛江市岩戸北１丁目１－１－309
債務者　梶山　弘人
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８０１号
東京都足立区千住東２丁目21－１－709
債務者　平澤　最勝
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８０５号
東京都町田市旭町３丁目20－11－101
債務者　彦根　又義
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８０６号
東京都町田市旭町３丁目20－11－101
債務者　彦根　幸江
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８０８号
千葉県千葉市稲毛区稲毛３丁目６－９－103
債務者　高木　秀吉
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８０９号
千葉県市川市行徳駅前１丁目17－１－504
債務者　石福　稚子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８１０号
東京都葛飾区立石４丁目14－５－106
債務者　平石美知子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８１１号
東京都葛飾区東四つ木１丁目17－18－101
債務者　小林　清香（旧姓平石）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８１４号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷287－６－103
債務者　一方井哲也
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部